

◎岡山県告示第五百二十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項に規定する指定区域として次のとおり指定する。

なお、指定区域の台帳は、岡山県環境文化部循環型社会推進課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第三号イに規定する埋立地であつて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の三十一第二号に規定する埋立地の区域

産業廃棄物の埋立処分用に供された場所であつて廃止されたものに係る埋立地

瀬戸内市邑久町尻海字尻海四三八二番三の一部、四三八二番一〇八の一部、四三八

二番一〇九の一部

二 備考

1 指定区域の位置の詳細は省略し、指定区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。

2 一の区域については、平成二十五年十月三日における行政区域その他の区域によつて表示されたものとする。